

令和5年度 第一種動物取扱責任者研修試験問題解答及び解説

問1 正解①

(解説)

- ②→猫はタテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- ③→猫は1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- ④→複数飼養する場合、各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保した構造とする。

問2 正解①

(解説)

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。

問3 正解②

(解説)

- ②飼養又は保管する頭数には、繁殖後、親と同居する子は含まない。

問4 正解③

(解説)

定期報告については、法改正前は犬猫等販売業者のみであったが、令和2年6月1日から、第一種動物取扱業が対象とする動物全般が対象となった。

第一種動物取扱業が取り扱う動物種としては、哺乳類、鳥類、爬虫類であり、両生類は含まない。

問5 正解①

(解説)

【変更の届出について（法第14条）】

以下の内容に変更があった場合は30日以内に届けなければならない。

- 1) 氏名の変更、法人代表者の変更
- 2) 事業所の名称
- 3) 動物取扱責任者の氏名
- 4) 主として取り扱う動物の種類及び数
- 5) 飼養施設の構造、規模（軽微なものを除く）
- 6) 法人役員の氏名、住所
- 7) 重要事項を説明する職員
- 8) 犬猫等の販売業をやめる場合

【廃業等の届出（法第16条）】

以下の場合、30日以内に届け出なければならない。

- 1) 申請者が死亡した場合
- 2) 法人が合併により消滅した場合
- 3) 法人が解散した場合
- 4) 業を廃止した場合

※いずれかに該当した時点で、その登録は無効になる。

問6 正解④

(解説)

- ①デング熱・・・蚊
- ②SFTS（重症熱性血小板減少症候群）・・・マダニ
- ③エキノコックス症・・・キツネ（近年は犬でも確認されている）

問7 正解③

(解説)

次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は汚れがあると効果が著しく低下する。

問 8 正解④

(解説)

法改正後、第一種動物取扱業者に対する基準の施行日（令和３年６月１日）に「出生後５６日を経過した犬猫」と規定された。なお、専ら天然記念物として指定された犬「秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬」（以下、指定犬とする）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、「５６日」を「４９日」とみなす。

問 9 正解④

(解説)

④主として取り扱う動物の種類及び数 を掲載する必要はない。

問 10 正解②

(解説)

②愛護動物とは

- １）飼い主の有無にかかわらない全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと、あひる」
- ２）１）以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」をいう。